

令和 2 年（ 2 0 2 0 年 ）

6 月 那 覇 市 議 会 定 例 会

追加議案書

令和 2 年 6 月 1 0 日

令和2年(2020年)6月那覇市議会定例会付議事件名

議案番号	事 件 名	関係委員会	主管部課	頁
議案第75号	令和2年度那覇市一般会計補正予算(第4号)	予算決算委員会 (3分科会)	企画財務部 財政課	別冊
議案第76号	工事請負契約について(第一牧志 公設市場建替工事)	厚生経済委員会	経済観光部 なはまち振興課	1
報告第33号	専決処分の報告について(工事請 負金額の変更)	総務委員会	総務部 平和交流・男女参画課	3
報告第34号	専決処分の報告について(車両事 故)	総務委員会	消防局 総務課	5

工事請負契約について
(第一牧志公設市場建設工事 (建築))

次のとおり工事請負契約を締結する。

令和 2 年 6 月 10 日提出

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 契約の目的 第一牧志公設市場建設工事 (建築)
- 2 契約の方法 制限付き一般競争入札
- 3 契約金額 2, 6 3 6, 7 0 0, 0 0 0 円
- 4 契約の相手方
 - 受注者 國場組・大米建設共同企業体
 - 代表者 所在地 沖縄県那覇市久茂地三丁目 21 番 1 号
商 号 株式会社 國場組
代表者 代表取締役 玉城 徹也
 - 構成員 所在地 沖縄県那覇市高良 3 丁目 1 番地 1
商 号 株式会社 大米建設
代表者 代表取締役社長 仲本 靖彦

(提案理由)

「第一牧志公設市場建設工事 (建築)」を施工するため、この案を提出する。

専決処分の報告について(工事請負金額の変更)

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 2 年 6 月 10 日提出

那覇市長 城 間 幹 子

専決処分書

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、平成 12 年 3 月 24 日議会の議決により指定された請負金額の 100 分の 5 以内でその金額が 1,000 万円以下の工事請負契約金額の変更に
ついて、次のとおり専決処分する。

令和 2 年 2 月 19 日

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 議決事件名 工事請負金額の変更について
「(仮称) ともかぜ振興会館建設工事 (建築)」
(平成 30 年 9 月 26 日同意)

工事名 (仮称) ともかぜ振興会館建設工事 (建築)

契約の相手方

請負者 古波蔵組・小波津組・新生実業共同企業体

代表者	所 在 地	沖縄県那覇市泉崎一丁目 22 番 12 号
	商号又は名称	株式会社 古波蔵組
	代 表 者	代表取締役 古波蔵 太志

構成員	所 在 地	沖縄県那覇市港町二丁目 1 番 6 号
	商号又は名称	株式会社 小波津組
	代 表 者	代表取締役 小波津 皓

構成員	所 在 地	沖縄県那覇市樋川一丁目 11 番 11 号
	商号又は名称	株式会社 新生実業
	代 表 者	代表取締役 佐々木 優子

- 2 変更する事項 契約金額

既 決 金 額 8 2 8 , 8 1 0 , 2 4 0 円

変更する金額 8 3 0 , 5 5 7 , 4 4 0 円

専決処分の報告について（車両事故）

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 2 年 6 月 10 日提出

那覇市長 城 間 幹 子

専 決 処 分 書

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき平成 12 年 3 月 24 日議会の議決により指定された、損害賠償の額の決定及び和解について、次のとおり専決処分する。

令和 2 年 5 月 26 日

那覇市長 城 間 幹 子

1 事 件 名 車両事故

2 賠償の相手方

及び賠償額

相 手 方 浦添市大平在住

賠償額 81,000 円

3 和 解 事 項

- (1) 那覇市は、賠償の相手方の損害のうち、責任割合を 9 割として上記の賠償額を負担する。
- (2) 賠償の相手方は、那覇市の損害のうち、責任割合を 1 割として金 3,365 円の賠償額を負担する。
- (3) 那覇市及び賠償の相手方のそれぞれの賠償額を相殺し、那覇市が賠償の相手方に対し、金 77,635 円を支払う。
- (4) 那覇市と賠償の相手方は、今後本件に関しては双方共裁判上又は裁判外において一切異議、請求の申立てをしないことを誓約する。

